

奈良県個人情報保護に関する法律施行条例等施行規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十一号

奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例等施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年十二月奈良県条例第十九号。以下「条例」という。)及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用負担の額等)

第二条 条例第四条第二項に規定する規則で定める方法は、別表の二の項から四の項までの上欄に掲げる行政文書(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第一項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の種別ごとに、同表の二の項から四の項までの中欄に掲げる方法とする。

2 条例第四条第二項に規定する規則で定める額は、当該写しの作成に要する費用として、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額)及び当該写しの送付に要する郵送料とする。ただし、当該写しを委託により作成したときの写しの作成に要する費用は、当該委託に要した額とする。

3 前項の費用は、前納とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第三条 令第二十八条第四項に規定する規則で定める方法は、現金とする。

(実施状況の公表)

第四条 条例第十五条の規定による実施状況の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(会長)

第五条 奈良県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、総務部法務文書課において処理する。

(委任)

第八条 前三条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(奈良県個人情報保護審議会規則等の廃止)

- 2 奈良県個人情報保護審議会規則（平成十二年三月奈良県規則第六十七号）及び奈良県個人情報保護条例施行規則（平成十二年九月奈良県規則第二十一号）は、廃止する。

別表（第二条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額
一 文書又は図画	<p>ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</p>	一枚につき、十円
	<p>イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写し</p>	一枚につき、五十円

	<p>たものに限る。)の交付</p> <p>ウ ア及びイに掲げる方法以外の方法により作成した写しの交付</p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>
<p>二 録音テープ又は録音ディスク</p>	<p>録音カセットテープ(日本産業規格C五五八に適合する記録時間百二十分のものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>一卷につき、二百五十円</p>
<p>三 ビデオテープ又はビデオディスク</p>	<p>ビデオカセットテープ(日本産業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。)に複写したものの交付</p>	<p>一卷につき、三百円</p>
<p>四 電磁的記録(二の項又は三の項に該当するものを除く。)</p>	<p>ア 用紙に出力したものを複写機により複写したもの(単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付</p> <p>イ 用紙に出力したものを複写機により複写したもの(多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付</p>	<p>一枚につき、十円</p> <p>一枚につき、五十円</p>
<p>ウ フレキシブルディスクカ</p>	<p>一枚につき、六十円</p>	

<p>カ アからオまでに掲げるものの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付</p>	<p>オ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>エ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>ト リッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付</p>
<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>	<p>一枚につき、百十円</p>	<p>一枚につき、九十円</p>	